

● 産業未来共創補助金（大型投資）

内 容	付加価値の増加及び生産性の向上を目指して、県内に工場又は事業所を新設・増設するなど大型投資をお考えの企業に対して、その初期投資等に係る費用を支援します。 【対象事業及び要件】○対象業種：製造業・ソフトウェア業・道路貨物運送業（県内本社のみ）等 ○投資額：3,000 万円超の工場等の整備（固定資産への投資及び5年分の賃借料の計） ※新規雇用又は雇用維持+付加価値増等の要件あり 【補助金額】①投下固定資産額、少額資産 ×10% ②初年度賃借料、人材確保費用 ×50% ※限度額 ①+②の合計≤5 億円 社宅や社員寮など、従業員が利用するための福利厚生施設を整備する費用も補助対象経費に含めることができます。（補助限度額：2,000 万円） ※ただし、福利厚生施設の整備のみの計画は補助対象外
利用方法	補助金交付要綱を参照のうえ、事業計画の認定申請を行い、認定通知後に事業を実施してください。 交付申請は、事業完了後に行ってください。 詳細・申請様式等は以下のウェブページからご確認ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/311568.htm 
問合せ先	鳥取県商工労働部 立地戦略課 電話 0857-26-7220 ファクシミリ 0857-26-8117 電子メール ritti@pref.tottori.lg.jp

その他参考情報

1 「とっとりで暮らそう!働こう!」リーフレット

外国人労働者向けに、鳥取県を就労先として選び長く居住・就労してもらえるよう、鳥取県で生活するメリットを PR するリーフレットを掲載しています。（日本語・英語・中国語・ベトナム語）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/322137.htm>

2 外国人住民へのサポート
(鳥取県国際交流財団)

日常生活の困り事についての相談受付や専門機関の紹介などを無料で行っています。詳細はウェブサイトをご覧ください。
<http://www.torisakyu.or.jp/>

3 特定技能総合支援サイト
(出入国在留管理庁)

「特定技能」に関する諸情報や、特定技能制度に関するお問合せ先はこちらからご確認ください。
<https://www.ssw.go.jp/>

4 外国人技能実習機構ホームページ
(外国人技能実習機構)

「技能実習」に関する諸情報や、技能実習制度に関するお問合せ先はこちらからご確認ください。
<https://www.otit.go.jp/>

5 外国人労働者の人事・労務に関する
3つの支援ツール（厚生労働省）

外国人を雇用する際に役立つ、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」、「労務管理に役立つ多言語用語集」、「モデル就業規則」を掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html

【鳥取県雇用人材局メール配信サービス】

主に雇用人材局所管の補助金やイベント・セミナー等の情報をメールでお届けします。外国人雇用に関するセミナー・研修会のご案内も配信しますので、ぜひご登録ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-jinzai/>

《本リーフレットに関する問合せ先》

鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 電話：0857-26-7699 ファクシミリ：0857-26-8169
電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/305929.htm>

令和7年5月発行

鳥取県外国人雇用
支援制度のご案内

鳥取県内で外国人雇用に取り組む企業のための支援制度をご案内します。

▼ 支援メニュー ▼

1 鳥取県外国人雇用サポートデスク

内 容	外国人雇用にあたっての在留資格や手続き等に関する相談窓口を、鳥取県行政書士会に委託して設置しています。行政書士と面談等により無料で相談できます。 ※鳥取県内に事業所を有する企業等がご利用いただけます。 https://www.pref.tottori.lg.jp/296745.htm  ☆外国人雇用サポートデスク facebook にて、外国人雇用に係る様々な情報を発信しています。 https://www.facebook.com/gaikokujin.support.desk 
利用方法	サポートデスク（鳥取県行政書士会）にお電話ください。 電話：0857-24-2744（受付時間 平日 9：00 ～ 17：00） 企業等の所在地や相談概要を考慮して、担当行政書士を決定し相談に対応します。

2 鳥取県外国人活躍促進企業支援補助金

内 容	県内事業所で受け入れる外国人労働者のための「日本語学習支援」や「働きやすい社内環境整備」、「技能・学科試験対策」を支援します。 【補助対象経費】補助対象事業の実施期間は令和8年2月末日まで ①外国人労働者の日本語能力向上を目的に実施する、日本語学習会の開催、外国人労働者の日本語学習のための学習教材購入等に要する経費 ②外国人労働者が働きやすい社内環境整備を目的に実施する、社内多言語化のための翻訳、業務で使用する専門用語語彙リスト作成、外国人労働者指導のための講習受講等に要する経費 ③外国人労働者の特定技能2号への移行を目的に実施する、技能・学科試験対策に係る講師の謝金・旅費、試験対策のために受講する研修等の受講料等に要する経費 【補 助 率】1／2 【補助上限額】500千円／1事業者（複数の事業所の外国人労働者を対象とした事業を実施する場合は1,000千円）
利用方法	補助金交付要綱を参照のうえ、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けてから事業を実施してください。詳細・申請様式等は以下のウェブページからご確認ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/291779.htm 
問合せ先	鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課 電話 0857-26-7699 ファクシミリ 0857-26-8169 電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

3

鳥取県外国人材受入支援補助金

内 容	県内事業者が海外等で行う高度外国人材又は特定技能外国人の採用活動に要する経費の一部を支援します。 【補助対象事業】①渡航前の打合せ等国内で実施する準備活動 ②海外の学校等での説明会の開催や海外での求人募集・採用活動 ③海外で開催される合同企業説明会への参加や海外での採用活動 ④海外での自社の PR・情報提供などの人材獲得に係る広報活動 ⑤上記取組を実施するための宣材ツールの作成 【補 助 率】1／2 【補助上限額】250千円／1事業者
利用方法	補助金交付要綱を参照のうえ、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けてから事業を実施してください。詳細・申請様式等は以下のウェブページからご確認ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/322617.htm 
問合せ先	鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課 電話 0857-26-7699 ファクシミリ 0857-26-8169 電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

4

農業分野外国人材受け入れ体制整備事業費補助金

内 容	農業分野における外国人材の受入に必要な住宅環境整備を支援します。 【補助対象経費】外国人材の受け入れ（新規または増員）にあたり必要となる住宅の設備（空き家の修繕、新築等）、インターネット環境並びに Wi-Fi 環境の整備等に要する経費 【補 助 率】1／3 【補助上限額】1,500 千円（1回限り）
利用方法	問合せ先に相談し、指定される期間内に補助金交付申請をし、交付決定を受けてから事業を実施してください。詳細は以下のウェブページからご確認ください。 https://db.pref.tottori.jp/yosan/r7hojyokinkoukai.nsf/e83e9ab8aee1673149257d410022fb07/8e4a02f14c42c20249258c570016888f?OpenDocument 
問合せ先	鳥取県農林水産部農業振興局 経営支援課 電話 0857-26-7263 ファクシミリ 0857-26-7294 電子メール keieishien @pref.tottori.lg.jp

5

介護分野で働く外国人材の受入支援

内 容	(1) <u>外国人介護人材受入促進事業補助金</u> 円滑な就労・定着促進のため、外国人介護人材の受入事業所等が実施する受入環境整備や外国人介護人材確保に係る取組を支援します。 ①携帯翻訳機や多言語対応の介護記録ソフトウェアといったツール等の導入費用等への支援 ②海外で在外機関（学校等）と連携し、来日希望者に対する説明会、面接や求人募集等のリフルート活動を行う場合の支援 (2) <u>鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業補助金</u> 受入介護施設等における介護福祉士資格取得支援や生活支援等の取組や、介護福祉士養成施設における教員の質の向上等の取組を支援します。
-----	---

	(3) <u>鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金</u> 介護福祉士の資格取得を目指す留学生に留学期間中の学費や生活費等の支援を行う就労予定先の県内介護事業者に対し、当該経費を支援します。（給付型及び返還免除条件付きの貸与型奨学金） (4) <u>介護福祉士養成施設の日本語学習充実支援事業補助金</u> 介護福祉士養成施設において、若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して支援します。 (5) <u>特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金</u> 特定技能外国人（介護分野）の雇用に係る初期経費の一部を支援します。 (6) <u>外国人介護人材のための宿舎整備に係る上乗せ支援</u> （※鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金） 外国人介護人材のために職員宿舎（寮）を整備する場合で、既存制度の地域医療介護総合確保基金事業を活用する場合、既存制度に上乗せして支援を行います。 (7) <u>特定技能外国人（介護）の受入マッチング支援事業</u> 介護分野における特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチングを支援します。 ○事業説明会等による本事業の周知及び参加介護施設等の募集 ○特定技能外国人の募集及び特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチング ○マッチングの成立した外国人材の定着のための研修会 等
利用方法	事業募集の際には、以下のウェブページに順次情報を掲載します。各事業の募集期間内に補助金交付申請や申込等をしてください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/316949.htm 
問合せ先	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 長寿社会課 電話 0857-26-7176 ファクシミリ 0857-26-8168 電子メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

※補助金申請について、交付決定前に契約・支払をしていた経費は原則補助金交付対象外です。また、各補助金には予算の上限があります。

外国人雇用にも活用できる補助制度

● 中小企業者採用試験を受験する県外居住者の交通費支援補助金

内 容	正規雇用の採用試験を受験する県外居住者の交通費を負担する取組を支援します。 【補助対象経費】補助対象事業の実施期間は令和8年2月末日まで 補助対象者（県内に事務所を有する中小企業者）が負担する交通費相当額のうち、次のいずれか低いほうの経費 ア 受験者が県外居住地から県内の採用試験会場までを片道又は往復で移動するのに要する額（県の規定により算出した額） イ 企業が実際に負担した額（消費税額は除く。） ※ただし、いずれも受験者1人につき5千円以上を支給した場合に限りです。 ※受験者には留学生も含まれます。 【補 助 率】①県内に本社のある場合…補助対象経費の1／2 ②県内に事業所のある場合…補助対象経費に、従業員全体に占める県内従業員の割合を乗じた額の1／2 【補助上限額】10万円（受験学生1人につき3万円）
利用方法	補助金交付要綱を参照のうえ、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けてから事業を実施してください。詳細・申請様式等は以下のウェブページからご確認ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/303953.htm 
問合せ先	鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課 電話 0857-26-7662 ファクシミリ 0857-26-8169 電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp